

令和８・９・１０年度専用水道水質検査業務 (名古屋住まいセンター)

揭示文 兼 入札説明書

- 第１ 入札等実施要領
- 第２ 競争参加資格等
- 第３ 入札心得書
- 第４ 委任状(様式)
- 第５ 入札書及び封筒(様式)
- 第６ 使用印鑑届
- 第７ 単価契約書及び仕様書
- 第８ 個人情報等の保護に関する特約事項
- 第９ 競争参加資格確認申請書(様式)

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
名古屋住まいセンター

第1 入札等実施要領

1 掲示日

令和8年2月2日

2 委託者の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 名古屋住まいセンター

センター長 鶴田 文彦

3 業務概要

(1) 件名

令和8・9・10年度専用水道水質検査業務（名古屋住まいセンター）

(2) 業務内容

仕様書による。

(3) 実施団地概要

仕様書 参照

(4) 履行期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

4 入札説明書交付期間及び交付方法

(1) 入札説明書の交付期間及び方法

本公告の日から令和8年3月24日（火）までの間に、独立行政法人都市再生機構ホームページからダウンロードすること。

(2) 入札説明書の問い合わせ先

〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山 1-12-14 金山総合ビル 6階

独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ

名古屋住まいセンター お客様相談課 電話 052-332-6711

5 競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

(1) 提出期間：

令和8年2月2日（月）から令和8年2月18日（水）までの土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に指定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日

(2) 受付時間：午前10時から午後5時まで

(3) 提出場所：

〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山 1-12-14 金山総合ビル 6階

独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ

名古屋住まいセンター お客様相談課 電話 052-332-6711

(4) 提出方法：持参又は郵送の方法によること。電送によるものは受け付けない。

6 競争参加資格確認申請書

次の①から③までの申請書類等を上記2により提出すること。なお、提出された書類は返却しないものとする。

- ① 競争参加資格確認申請書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 水道法第20条に定められた水質検査機関の登録証の写し（愛知県及び岐阜県を対象とする）。

7 本説明書に係る質問事項の受付及び回答

(1) 本説明書に対して質問がある場合においては、次のとおり、書面（様式は任意）により提出すること。

- ① 受付期間：令和8年2月2日（月）から令和8年3月12日（木）まで
- ② 受付時間、受付場所及び提出方法：5(2)、(3)及び(4)と同じとする。

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

- ① 閲覧期間：令和8年3月18日（水）から令和8年3月24日（火）まで
- ② 閲覧時間及び閲覧場所：5(2)、(3)と同じとする。

8 入札手続き等

(1) 競争参加資格の確認通知等

① 競争参加資格の確認通知

申請書等を提出した者について、当社の審査を行い、本入札に参加する資格を有する者を選定し、令和8年2月26日（木）までにその旨を通知する。ただし、申請書等提出時点において参加資格を満たしていても、その後開札の時までの期間に独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）から指名停止措置を受けた者は選定しない。

また、選定を行った後、指名停止措置を受けた場合には、選定を取り消し、その旨を当該者に通知する。

なお、選定しなかった者に対しては、その旨及びその理由を通知する。

(2) 苦情申立て

① 競争参加資格がないと認められた者は、委託者に対して参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

イ 提出期限：令和8年3月5日（木）午後5時

ロ 提出場所：5(3)と同じとする。

ハ 提出方法：提出場所へ持参するものとする。

② 委託者は、説明を求められたときは、令和8年3月9日（月）までに、説明を

求めた者に対し書面により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

- ③ 委託者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- ④ 委託者は、②の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

(3) 入札手続き及び落札者の決定

(1)①により競争参加資格を有すると当社が認めた者との間で、入札を行う。

① 入札書の受領期限及び場所

令和8年3月24日(火)午後5時

封筒表面に「入札書在中」と朱書きの上、上記日時までに書留郵便により必着のこと。※提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。

〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山1-12-14 金山総合ビル6階

独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ

名古屋住まいセンター お客様相談課 電話052-332-6711

② 開札の日時及び場所

令和8年3月25日(水) 午前10時

独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ

名古屋住まいセンター 会議室

※入札者又は代理人の開札時の立ち会いは不要とする。開札は入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。なお、第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行。再度入札の日時については、委託者から指示する。

③ 落札者の決定

入札価格が当社であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

④ その他

入札金額は、仕様書に示した令和8年度、令和9年度、令和10年度水質検査項目一覧表に記載する各団地の検査項目の合計金額とし、一切の諸経費を含んだ総価を記載するものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札根拠（内訳書）に記載された検査項目ごとの単価を契約単価とする。

9 その他の手続き等

(1) 業務委託契約等の締結等

8 (3)③により受託者として決定されたときは、速やかに当社との間に業務委託契約(第7 単価契約書及び仕様書参照)を締結する。併せて、「個人情報等の保護に関する特約条項(第8 個人情報等の保護に関する特約事項参照)を締結すること。

(2) 業務の引継ぎ等について

業務の開始時及び契約の終了時においては、次のとおり業務の引継ぎ等を実施するものとし、当該業務引継等に要する費用については、受託者が負担すること。

① 業務の開始時

(1)の契約締結後、令和8年3月31日までの間に当社が指定する現在の業務受託者から業務の引継を受けること。必要に応じて当社が業務説明を行う場合がある。

② 契約の終了時

契約の終了にあたっては、当社が指定する新たな業務受託者への業務引継ぎを実施するものとする。

(3) その他

① 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

② 入札保証金及び契約保証金 免除

③ 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

④ 契約書作成の要否 要

⑤ 手続における交渉の有無 無

⑥ 水道法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第125号）第15条8項3号「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」を確認できる積算根拠の提出。（厚生労働省健康局水道課長達（健水発1003第4号H23.10.3付け）第2の3の（5）による）

(4) 公示から業務開始までのスケジュール

令和8年2月2日（月）	入札説明書交付（～3月24日） 競争参加資格確認申請書受付（～2月18日） 質問書受付（～3月12日）
令和8年2月26日（木）	競争参加資格の確認通知
令和8年3月5日（木）	苦情申立て期限
令和8年3月24日（火）	入札書の受領期限
令和8年3月25日（水）	開札、業務請負者の決定
令和8年3月26日（木）＜予定＞	契約締結、業務引継ぎ等開始
令和8年4月1日（月）	業務開始

10 契約に係る情報公表の拡大について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 機構との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

第2 競争参加資格等

1 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成 16 年独立行政法人都市再生機構達 95 号)第 331 条及び第 332 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8 年度独立行政法人都市再生機構中部地区の物品購入等契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、中部支社長が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再審査により、「役務提供」の再認定を受けていること。)

なお、競争参加資格を有しない場合は、**第1 入札等実施要領**5(1)の提出期限までに競争参加資格審査の申請を行い、かつ開札日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

〒860-0804

熊本県熊本市中央区辛島町 5-1

独立行政法人都市再生機構資格審査担当

電話 096-288-1652

- (3) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人都市再生機構中部支社長等から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止対象期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
- (6) 水道法第 20 条に定められた水質検査機関の登録を受けた者であること。(愛知県及び岐阜県を対象とする)。
- (7) 日本国内において当社職員が行う立会検査に応じられる者であること。

2 競争参加者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、上記 1 (2) 及び (6) による必要な証明書等を**第9 競争参加資格確認申請書**により参加資格書類の提出期限までに提出しなければならない。
持参により提出する際は、提出者本人の名刺も 1 枚提出すること。
- (2) 提出された証明書等は、当社において審査するものとし、本説明書に示した競争参加資格を有すると判断した証明書等を添付した者のみ入札に参加できるものとする。

3 その他

- (1) 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- (2) 委託者は、提出された書類を審査の実施以外に提出者に無断で使用するのではない。
- (3) 当社に一旦提出された書類は返却しない。
- (4) 当社に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類等に虚偽又は不正な記載をしたと判断される者の入札は無効とする。
- (6) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札の時に於いて上記 1 の資格のない者は落札対象としない。

以 上

第3 入札心得書

入札心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ（以下「当社」という。）が締結する令和8・9・10年度専用水道水質検査業務（名古屋住まいセンター）の契約に係る一般競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、関係法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところにより行う。

（入札等）

第2条 一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札しなければならない。この場合において、入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、入札等実施要領に示した期限までに提出しなければならない。

3 前項の入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、封筒は二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、件名及び開札日時を記載した中封筒に入札書のみを入れ、入札書の提出期限までに委託者あての親書で提出しなければならない。また、入札書の押印を省略する場合は、中封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の入札書は、入札等実施要領に示した期限までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者が代理人をして入札させるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札書には、総額を記載するものとする。なお、別添に示す根拠資料を添付すること。

8 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならない、入札書の提出をもって誓約したものとする。

(入札の辞退)

第2条の2 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札執行前にあっては、所定の書式による入札辞退書を委託者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第2条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

(内訳明細書)

第3条 入札に当たっては、あらかじめ入札金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書の引換の禁止)

第5条 入札参加者は、入札書をいったん入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(入札の無効)

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札等に参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき

三 入札金額の記載を訂正したとき

四 入札書の金額と入札根拠資料の金額が一致しないとき

五 入札者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき

六 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札を行ったとき

七 1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行ったとき

八 明らかに連合によると認められるとき

九 第2条第9項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき

(開札等)

第7条 開札は、入札等実施要領に示した場所及び日時に、入札事務に係らない職員を立ち会わせたうえで行うものとする。なお、入札者又はその代理人の立会いは不可とする。

(落札者の決定)

第8条 落札者の決定は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内である者のうち、入札額が最も安価な者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該業務の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、委託者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、入札額が最も安価な者を落札者としてすることがある。

2 前項ただし書に該当する入札を行った者は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての調査に協力しなければならない。

(再度の入札)

第9条 開札の結果、落札者がいないときは、別に日時を定めて、再度の入札を行うものとする。

2 前項の再度の入札は、原則として1回を限度とする。

(同数値の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、原則として、別に日時を定めて、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に係らない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者の制限)

第11条 次の各号の一に該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
(契約書の提出)

第12条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、予め委託者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは当該落札はその効力を失う。

(異議の申立)

第13条 入札参加者は、入札後この心得書、入札説明書及び仕様書等の説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

第 4 委任状（様式）

（押印する場合）

委 任 状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ名古屋住まいセンターが委託する令和 8 ・ 9 ・ 10 年
度専用水道水質検査業務（名古屋住まいセンター）に関し、下記の権限を
委任します。

記

1 入札に関する一切の件

2

代 理 人 使用印鑑	印
---------------	---

年 月 日

（委任者）住 所
商号又は名称
代 表 者

印

（受任者）住 所
氏 名

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
名古屋住まいセンター
センター長 鶴田 文彦 殿

- 注 1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から 3 か月以内）を添付
すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
- 2 委任事項は、明確に記載すること。
- 3 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社
が記名押印すること。

記入例（押印する場合）

委 任 状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ名古屋住まいセンターが委託する令和8・9・10年
度専用水道水質検査業務（名古屋住まいセンター）に関し、下記の権限を
委任します。

記

1 入札に関する一切の件

2

代 理 人 使用印鑑	印
---------------	---

年 月 日

（委任者）住 所
 商号又は名称
 代 表 者

実印（既に使用印鑑届を提出している場合は使用印）

印

（受任者）住 所
 氏 名

代理人（受任者）使用印

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
名古屋住まいセンター
センター長 鶴田 文彦 殿

- 注1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付
すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
- 2 委任事項は、明確に記載すること。
- 3 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社
が記名押印すること。

委任状（様式）

（押印を省略する場合）※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可

委 任 状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ名古屋住まいセンターが委託する令和8・9・10年
度専用水道水質検査業務（名古屋住まいセンター）に関し、下記の権限を
委任します。

記

- 1 入札に関する一切の件
- 2

年 月 日

（委任者）住 所
 商号又は名称
 代 表 者

（受任者）住 所
 氏 名

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
名古屋住まいセンター
センター長 鶴田 文彦 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）： _____
担当者（会社名・部署名・氏名）： _____
連絡先（電話番号）1 : _____
連絡先（電話番号）2 : _____

- 注1 委任事項は、明確に記載すること。
- 2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。
- 3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

記載例（押印を省略する場合）

※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可

委 任 状

私は 〇〇〇〇 を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ名古屋住まいセンターが委託する令和8・9・10年
度専用水道水質検査業務（名古屋住まいセンター）に関し、下記の権限を
委任します。

記

1 入札に関する一切の件

2

契約行為等、押印省略対象外となる手続を
含まないこと

年 月 日

（委任者）住 所

商号又は名称

代 表 者

（受任者）住 所

氏 名

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ

名古屋住まいセンター

センター長 鶴田 文彦 殿

連絡先は責任者と担当で2つ
以上記載することが望ましいが、
1つしか無ければ1つでも可。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：(株)〇〇〇 〇〇部 部長 〇〇 〇
〇

担当者（会社名・部署名・氏名）：(株)〇〇〇 〇〇部 〇〇 〇〇

連絡先（電話番号）1 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

連絡先（電話番号）2 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社
が記名すること。

3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

第 5 入札書及び封筒（様式）

（押印する場合）

入札書		
金	円	
上記金額の根拠は別紙のとおり		
ただし、令和 8 ・ 9 ・ 10 年度専用水道水質検査業務 （名古屋住まいセンター）		
入札心得書（物品購入等）を承諾の上、入札します。		
年 月 日		
住所 氏名 (代理人)	印 印	
独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ 名古屋住まいセンター センター長 鶴田 文彦 殿		
連絡先	開札結果通知先 ファクシミリ番号	()
	連絡先担当者名	
	連絡先電話番号	()

(押印を省略する場合)

入 札 書

金 円

上記金額の根拠は別紙のとおり

ただし、令和 8 ・ 9 ・ 10 年度専用水道水質検査業務
(名古屋住まいセンター)

入札心得書(物品購入等)を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者
(代 理 人)

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社UR コミュニティ
名古屋住まいセンター
センター長 鶴田 文彦 殿

開札結果通知先 ファクシミリ番号	()
---------------------	-----

本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先(電話番号) 1 :
連絡先(電話番号) 2 :

記載例

(押印を省略する場合)

入 札 書

金 円

上記金額の根拠は別紙のとおり

ただし、令和 8 ・ 9 ・ 10 年度専用水道水質検査業務
(名古屋住まいセンター)

入札心得書(物品購入等)を承諾の上、入札します。

年 月 日

代表者本人または代理人の氏名

住 所
商号又は名称
代 表 者
(代 理 人)

押印不要

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
名古屋住まいセンター
センター長 鶴田 文彦 殿

開札結果通知先
ファクシミリ番号

(

連絡先は責任者と担当で 2 以上記載
することが望ましいが、1 つしか無けれ
ば 1 つでも可。

本件責任者(会社名・部署名・氏名):(株)〇〇〇 〇〇部 部長 〇〇 〇〇
担当者(会社名・部署名・氏名):(株)〇〇〇 〇〇部 〇〇 〇〇
連絡先(電話番号) 1 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
連絡先(電話番号) 2 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載も可。

入札根拠（内訳書）

[税別]

団 地		検査項目数	A 月数	B 施設数	C 回数 (A×B)	D 1回当たりの 単価	E 金額 (C×D)	備 考
江南団地	井戸水	1	24	4	96	円	円	対象月は4.6.7.9.10.12.1.3月
		6	9	4	36	円	円	対象月は5.11.2月
		43	3	4	12	円	円	対象月は8月
	93号棟共用水栓	11	24	1	24	円	円	対象月は4.6.7.9.10.12.1.3月
		29	9	1	9	円	円	対象月は5.11.2月
		53	3	1	3	円	円	対象月は8月
緑苑東団地	第2集会所 管理サービス事務所	12	24	1	24	円	円	対象月は4.6.7.9.10.12.1.3月
		28	9	1	9	円	円	対象月は5.11.2月
		29	1	1	1	円	円	対象月は令和8年8月
		50	1	1	1	円	円	対象月は令和9年8月
		32	1	1	1	円	円	対象月は令和10年8月
国分団地	管理サービス事務所	10	24	1	24	円	円	対象月は4.6.7.9.10.12.1.3月
		24	9	1	9	円	円	対象月は5.11.2月
		28	1	1	1	円	円	対象月は令和8年8月
		48	1	1	1	円	円	対象月は令和9年8月
		31	1	1	1	円	円	対象月は令和10年8月
押草団地	112号棟共用水栓	10	24	1	24	円	円	対象月は4.6.7.9.10.12.1.3月
		23	9	1	9	円	円	対象月は5.11.2月
		27	1	1	1	円	円	対象月は令和8年8月
		49	1	1	1	円	円	対象月は令和9年8月
		31	1	1	1	円	円	対象月は令和10年8月
合 計							円	

※入札書の金額と入札根拠資料の合計額が合致するようにすること。

※落札時には、各団地項目ごとの単価が契約単価となる。

※水道法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第125号）の第15条8項3号「委託料が受託業務を遂行するに足る額であること」を確認することができる積算根拠を提出すること。（「厚生労働省健康局水道課長（健水発1003第4号H23.10.3付け）第2の3の（5）による」）

封筒（様式）

表	裏
（押印省略） 独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ 名古屋住まいセンター センター長 鶴田 文彦 殿 （令和8・9・10年度専用水道水質検査業務 （名古屋住まいセンター）入札書）	封 氏名 会社名 所在地

委任している場合は、代理人の氏名

※ 押印を省略する場合は封筒に「（押印省略）」と朱書きすること。

第6 使用印鑑届

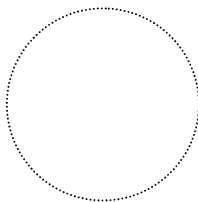
入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届(実印を使用印とする場合も含む)及び印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)を提出してください。(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)を提出してください。(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 代理人の方が入札される場合：委任状(年間委任状を提出した復代理人を含む)を提出してください。
なお、委任事項に契約行為等を含まない場合は、委任状の押印を省略することが可能です。押印を省略する場合は、委任状の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載してください。また、入札書の押印を省略する場合は、使用印鑑届及び印鑑証明書正本の提出は不要です。

使 用 印 鑑 届

登 録 番 号					
会 社 名 (フリガナ)					

使
用
印



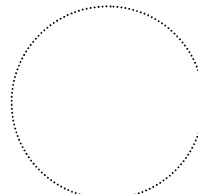
左記の印鑑を、独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ名古屋住まいセンターへ
提出する書類に使用したいのでお届けします。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ名古屋住まいセンター長 殿

印鑑証明書（原本・発行日
から3ヶ月以内有効）添付

住 所
商号又は名称
代 表 者



実
印

委 任 状

私は、都合により を代理人と定め、下記の権限を委任します。
なお、本委任を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力の無いことを誓約します。

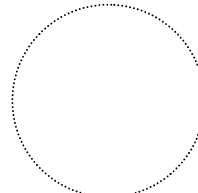
記

1. 見積書及び入札書提出の件
2. 委託契約締結の件
3. 委託契約履行に関する件
4. 委託代金請求及び受領の件
5. 上記各号に関し復代理人選任及び解任の件
6. その他契約締結に係る一切の件
7. 期間 令和 年 月 日から令和9年3月31日

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ名古屋住まいセンター長 殿

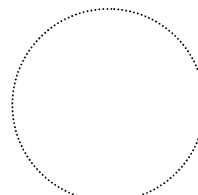
委任者



実
印

上記委任の件承諾しました。

受任者



使
用
印

※（年間）委任を予定しない場合は、上段「使用印鑑届」のみ記入してください。

記入方法

契約書等に使用する
印鑑を押印願います。

印鑑届

登録番号

会社名(カナ)

使用
印

左記の印鑑を、独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ名古屋住まいセンターへ提出する
書類に使用したいのでお届けします。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ名古屋住まいセンター長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

印鑑証明に登録され
ている印鑑を押印願
います。

印

委任状

以下、支店長等名
義で入札・契約を
行う場合のみ、記
入が必要になり
ます。↓

、都合により 支店長等の名前 を代理人と定め、下記の権限を委任します。
、本委任を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力の無いことを誓約します。

記

1. 見積書及び入札書提出の件
2. 委託契約締結の件
3. 委託契約履行に関する件
4. 委託代金請求及び受領の件
5. 上記各号に関し復代理人選任及び解任の件
6. その他契約締結に係る一切の件
7. 期間 令和 年 月 日から令和9年3月31日
令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ
名古屋住まいセンター長 殿

委任者

印鑑証明に登録されて
いる印鑑を押印願いま
す。

実
印

契約書等に使用する
印鑑を押印願いま
す。

使
用
印

上記委任の件承諾しました。

受任者

※ (年間) 委任を予定しない場合は、上段「使用印鑑届」のみ記入してください。

單 價 契 約 書

- | | | |
|---|---------|--------------------------------------|
| 1 | 委託業務の名称 | 令和8・9・10年度専用水道水質検査業務
(名古屋住まいセンター) |
| 2 | 仕 様 | 別添仕様書のとおり。 |
| 3 | 契 約 期 間 | 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで |
| 4 | 契 約 単 価 | 別紙単価表のとおり。 |

上記の業務について、委託者と受託者とは、次の条項により業務委託契約を締結する。

この契約の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する（ただし、電磁的記録については、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が契約内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。）。

令和 年 月 日

委託者 住 所 名古屋市中区金山 1-12-14
氏 名 独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
名古屋住まいセンター
センター長 鶴田 文彦 印

受託者 住 所
氏 名 印

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、頭書の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、これを履行しなければならない。

2 受託者は、業務を頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 受託者は、委託者の指示に従い、善良な管理者の注意をもって、業務を処理しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(成果物の帰属)

第3条 この契約の履行によって生ずる設計図書、報告書類その他の成果（以下「成果物」という。）は委託者に帰属するものとする。

(一括再委託等の禁止)

第4条 受託者は、この契約の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(委託業務責任者)

第5条 受託者は、委託業務責任者を定め、委託者に通知するものとする。

2 受託者又は受託者の委託業務責任者は、委託者の指示に従い、業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

(指示者)

第6条 委託者は、業務の履行について、打ち合せ、指示などを行う指示者を定め、これを受託者に通知するものとする。

(履行報告)

第7条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の業務の処理状況について、調査し、又は報告を求めることができる。

2 委託者は、前項の規定による調査又は報告の結果、必要があると認めるときは、受託者に対して適当な措置をとるべきことを指示することができる。

(発注手続)

第8条 委託者は、業務を受託者に発注するときは、その都度、その内容、履行期限等を記載した委託者所定の依頼書（以下「依頼書」という。）を受託者に対して発行するものとし、受託者はこの依頼書に基づき業務を履行するものとする。

(諸費用等)

第9条 受託者は、業務を実施するために必要となる備品、消耗品等を自らの費用負担により調達するものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知し、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、契約期間又は業務委託料を変更することができ、それにより必要な費用を委託者が負担しなければならない。

2 前項の履行期間又は業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(業務の中止)

第11条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。この場合における負担額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(受託者の請求による履行期限の延長)

第12条 受託者は、受託者の責めに帰することができない理由又は正当な理由により、依頼書に記載された履行期限（以下「履行期限」という。）内に業務を完了することができないときは、委託者に対して遅滞なく、その理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定める。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期限を延長しなければならない。委託者は、その履行期限の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害の負担)

第13条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受託者が負担するものとする。ただし、委託者の責めに帰すべき理由による場合の損害については、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金の変動に基づく業務委託料の補正)

第14条 委託者は、当業務の履行期間内であって履行開始日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準の変動により業務委託料が不適當となったと認めたときは、次の各号に定めるところにより、業務委託料について補正を行うことができるも

のとし、受託者はこれに応じなければならない。

一 委託者は、受託者に対し、補正予定日及び補正に係る日程を通知しなければならない。

二 委託者は、補正前業務委託料（業務委託料の総額から補正予定日時点において既に経過した期間に対応する業務委託料を控除した額をいう。以下同じ。）と補正後業務委託料（補正予定日が属する年度の4月1日時点の賃金水準を基礎として委託者が算出した補正前業務委託料に相応する額をいう。以下同じ。）の差額の2分の1の額（補正前業務委託料と補正後業務委託料の差額が補正前業務委託料の1,000分の30を下回る場合は、当該差額のうち変動前業務委託料の1,000分の15を超える額とする。）を補正の上限額（以下「補正上限額」という。）とする。ただし、補正前業務委託料と補正後業務委託料の差額の絶対値が補正前業務委託料の1,000分の15を下回る場合は、補正を行わないものとする。

三 受託者は、委託者に対して、委託者が第1号の規定により通知する日程に記載の期間内に限り、補正の希望額（以下「補正希望額」という。）を書面にて提出することができる。この場合において、受託者は、補正希望額の内訳を証する書面（以下「内訳書」という。）を併せて提出しなければならない。

四 委託者は、受託者から前号に規定する補正希望額の提出があった場合は、補正希望額と補正上限額を比較し、より小さい額（業務委託料を減額する場合にあっては、それぞれの絶対値を比較し、より大きい額とする。）を補正額として受託者に通知するものとする。

五 委託者は、受託者から第3号に規定する補正希望額の提出がない場合は、受託者が補正希望額を0円で提出したものとして、補正を行うことができるものとする。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者が提出する内訳書の内容に不備又は虚偽記載があると認めたときは、補正に応じないことができる。

（検査及び引渡し）

第15条 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく、その旨を業務完了報告書の提出をもって通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 受託者は、業務が前項の検査に合格しないときは、遅滞なく成果物を修補し、委託者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

4 第2項の検査に合格した日をもって、業務は完了したものとし、成果物は、同日を

もって委託者に引き渡されたものとする。

(業務委託料の支払い)

第 16 条 受託者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、別紙の単価表に基づき算定した業務委託料の支払いを請求することができる。

2 委託者は、前項の請求書を受領したときは、その日から起算して 30 日以内に業務委託料を受託者に支払わなければならない。

(委託者の任意解除権)

第 17 条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 19 条の場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも 1 か月前までに、書面により受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の規定により、この契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(委託者の催告による解除権)

第 18 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第 2 条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期限内に又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

四 前各号のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第 19 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第 2 条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 受託者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告

をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

七 第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

八 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

九 第23条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の解除権)

第21条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(委託者の損害賠償請求等)

第 23 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するとき、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

- 一 履行期限内に業務を完了することができないとき。
- 二 成果物に契約不適合があるとき。
- 三 第 18 条又は第 19 条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量をいう。次条において同じ。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第 18 条又は第 19 条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- 二 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- 一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- 三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 四 受託者について特別清算開始の決定があった場合において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により選任された清算人

五 受託者について企業担保権実行手続開始の決定があった場合において、企業担保法（昭和 33 年法律第 106 号）の規定により選任された管財人

4 第 1 項第 1 号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料につき、遅延日数に応じ、同項の契約単価に予定数量を乗じた額に対し、年（365 日当たり）3 パーセントの割合で計算した金額を請求することができるものとする。（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 23 条の 2 受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和

22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 3 条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項 (独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。) の規定に基づく課徴金の納付命令 (以下「納付命令」という。) を行い、当該納付命令が確定したとき (確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体 (以下「受託者等」という。) に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。) において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間 (これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。) に入札 (見積書の提出を含む。) が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受託者 (法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) の刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

(受託者の損害賠償請求等)

第 24 条 委託者の責めに帰すべき理由により、第 16 条第 2 項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 (365 日当たり) 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第 25 条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に応じ、年 (365 日当たり) 3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、

なお不足があるときは追徴する。

(秘密の保持)

第 26 条 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受託者は、委託者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に譲渡し、貸与し、又は利用させてはならない。

(管轄裁判所)

第 27 条 この契約及びこの契約に関連して委託者と受託者との間において締結された契約、覚書等に関して、委託者と受託者との間に紛争を生じたときは、頭書の委託者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(適用法令)

第 28 条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(補則)

第 29 条 この契約においては、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 649 条、第 650 条及び第 651 条の規定は適用しないものとする。

(契約外の事項)

第 30 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(以下余白)

専用水道水質検査業務仕様書

件 名： 令和 8・9・10 年度専用水道水質検査業務（名古屋住まいセンター）

1 業務の対象

本業務の対象は、別紙「団地・給水施設一覧」に示す委託者の管理する賃貸住宅団地（以下「団地」という。）内に設置された専用水道の給水施設とする。

2 適用法令等

本業務は、仕様書に定めるもののほか、水道法（昭和 32 年法律第 177 号、以下「水道法」という。）その他関係法令、地方公共団体が定める条例等により実施するものとする。

3 業務の内容

受託者は、別紙「団地・給水施設一覧」に掲げる給水施設について、水道法第 20 条の規定に基づき次の業務を実施するものとする。

(1) 定期の水質検査（給水栓水質検査）

① 採水場所

別紙「団地・給水施設一覧」による。

② 検査項目及び頻度

別表「水質基準項目及び検査頻度」による。

(2) 臨時の水質検査

① 採水場所

委託者の指示する日時、地点で採水を行う。

② 検査項目及び頻度

検査を行う項目については協議の上決定し、頻度は委託者の指示による。

(3) 試料容器の準備

① 受託者は、検査項目に対し採水地点ごとに採水容器を用意する。

② 採水容器の洗浄については、受託者の責任において充分に行う。

(4) 採水

① 試料の採水方法は「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号（最近改正を使用））（以下「厚生労働省告示」という）及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（厚生労働省水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号（最近改正を使用））（以下「水道課長通知」という）によるものとする。定めのない項目については給水栓から 5L/分で 5 分間流水後、採水する。

② ①において異常が認められた場合は、受託者は直ちに委託者にその内容を報告する。

③ 受託者は、流水開始時刻、採水時刻、採水場所及び採水者を表示した現場写真撮影を行う。また、試料採水後の採水瓶の一括撮影を行う。

④ 採水者は、作業の実施に当たって身分証明書等を携帯し、委託者の請求に応

じて提示しなくてはならない。

(5) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。
ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、厚生労働省告示により 12 時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

(6) 水質検査等

① 検査方法

検査方法は、水質基準項目については厚生労働省告示及び水道課長通知により、残留塩素については「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成 15 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 318 号(最近改正を使用))により、水温については「上水試験方法」(最新版)により行う。

② 現場での測定

ア 水温、残留塩素等は現場で測定を行い、必要な計器、器具を準備すること。

イ 現場での測定は、5 L/分で 5 分間流水後に実施する。残留塩素が検出されない場合は引き続き 5 分間流水させた後に実施する。

ウ 受託者は、測定時刻、測定場所及び測定者を表示した現場写真撮影を行う。

エ 現場での測定実施者は、作業の実施に当たって身分証明書等を携帯し、委託者の請求に応じて提示しなくてはならない。

③ 数値の取扱い

本測定における数値の取扱いについては、水道課長通知に基づき取り扱う。

④ 速報値の報告

水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回調査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに委託者に連絡する。

⑤ 再検査

委託者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、協議のうえ決定する。

⑥ 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

⑦ 報告書の作成

ア 報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。

イ 受託者は、検査結果の根拠となる、分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、分析条件、検量線(相関係数も含む)、クロマトグラム並びに濃度計算書等を委託者の請求に応じ提出する。

(7) 検査結果の信頼性確保

受託者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、委託者の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

① 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

② 作業記録

ア 受託者は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。

イ 受託者は、日々実施した業務を作業日報として記録する。

③ 機器の整備

受託者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

④ 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。

⑤ 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について委託者の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から2週間（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。）とし、廃棄日を記録する。保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して受託者が廃棄する。

⑥ 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について委託者の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

⑦ 受託者への立入検査

上記①～⑥の事項及び設備状況等について確認するため、委託者（委託者から委嘱を受けた専門家を含む）は、随時に受託者への立入検査を実施できるものとする。

⑧ クロスチェック

委託者は、指定した給水栓水についてクロスチェックを行うことができる。この場合、受託者は、委託者が準備した採水容器にクロスチェック用の試料を通常の検査試料と同時に採水を行い、委託者に提出する。

4 提出書類

- (1) 受託者は、指定の期日までに下表に示す書類を作成し、委託者に提出する。

なお、様式は任意とするが事前に委託者と協議し確認を得ること。

また、委託者が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出すること。

- (2) 受託者は、提出した書類内容に変更が生じたときは、速やかに変更書類を委託者に提出する。提出期限等については、土、日曜日及び祝日は含まないものとする。

ただし、安全上、緊急性が高いと判断されるものについては、速やかに委託者に報告するとともに、その対応等について指示を受けるものとする。

提出書類一覧表

一般事項	名 称	部数	提出期限等
	水質検査費内訳書（定期分） （各施設別、月毎の明細書）	2	契約締結後10日以内 （契約金額の内訳書）
	業務着手届	2	業務着手まで
	従事者等届	2	契約締結後10日以内
	業務実施計画書	2	
	職務分担表	2	
	臨時水質検査の見積書	2	検査実施の決定後速やかに
	業務完了届	2	請求単位区分終了後速やかに
	請求書	2	請求単位区分翌月1日以降
	打合せ議事録	1	必要の都度

水 質 検 査 関 係	採水ルート図	2	契約締結後 10 日以内
	検査項目の実施順序	2	
	検査機関連絡体制表	2	
	作業日報	2	請求単位区分終了後速やかに
	水質検査業務報告書	2	各採水日から 3 週間以内

5 安全管理

- (1) 受託者は、本業務に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。
- (2) 本業務履行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を図ること。特に冬期における採水では、凍結防止のため車道及び歩道に水が残らないように努めること。
- (3) 本業務履行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を委託者に報告すること。

6 支払方法

- (1) [定期の水質検査項目]
 - ① 支払回数： 36 回（業務完了後）
 - ② 請求方法： 委託者の指示する方法による。
- (2) [臨時の水質検査項目]
 - ① 支払い： 業務完了後（水質検査費用は見積書により協議の上決定する。）
 - ② 請求方法： 委託者の指示する方法による。

7 その他

- (1) 資料の提供

本業務に必要な資料は委託者より貸与する。受託者は資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。
- (2) 受託者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 給水施設に立入る場合は必ず手指をアルコール等で消毒すること。
- (4) 受託者は、給水施設に立入る者に対して、水道法第 21 条及び同法施行規則第 16 条に規定する健康診断（検便）をおおむね 6 ヶ月ごとに 1 回行い、適合の証明書を委託者へ提出すること。
- (5) 委託者が作成する水質検査計画書のための基礎資料の整備を行うこと。
- (6) 業務の遂行上必要な手続きは、受託者の負担で行う。
- (7) 団地入居者の申し出や保健所等の指示により定期の水質検査の検査項目に追加して定期の水質検査を行う場合の取扱いは、臨時の水質検査に準じる。
- (8) 履行期間中に専用水道施設を廃止する場合は、あらかじめ水質検査の実施期間について委託者が指示する。
- (9) この仕様書に定めない事項、又は仕様書について疑義が生じた場合は協議する。

以 上

団地・給水施設一覧

区分	団地名 (施設名称)	所在地	採水場所	給水方式 名称	受水槽全 容量	受水槽有 効容量	高置高架 水槽有無 名称	高置高架 水槽基数	高置高架 水槽全容 量	高置高架 水槽有効 容量
専用	江南(さく井) NO. 3	江南市藤ヶ丘1-1-1他	1、2、3、4号井戸	高架	2680	2144	高架	1	150	140
専用	江南(さく井) No. 1, 2, 4	同上	93号棟共用水栓	高架	0	0	高架	0	0	0
専用	緑苑東	各務原市緑苑東4-1-4他	第2集会所 管理サービス事務所	高架	650	520	高架	1	90	70
専用	国分	稲沢市朝府町7	管理サービス事務所	高架	281	225	高架	1	30	14
専用	押草	愛知郡東郷町白鳥4-1-1他	112号棟共用水栓	圧送	550	440	無	0	0	0

別表 令和8年度 水質基準項目及び検査頻度

水道設置者名:独立行政法人都市再生機構中部支社

水道水源名:江南団地専用水道

水源種別:井戸水

採水場所:江南市藤ヶ丘1-1-1他(江南団地 1号井戸、2号井戸、3号井戸、4号井戸の計4箇所)

番号	水 質 検 査 項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由 等	
1	一般細菌	年1回					○								1		
2	大腸菌	年1回					○								4		
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○								1		
4	水銀及びその化合物	年1回					○								1		
5	セレン及びその化合物	年1回					○								1		
6	鉛及びその化合物	年1回					○								1		
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○								1		
8	六価クロム化合物	年1回					○								1		
9	亜硝酸態窒素	年1回					○								1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	年1回					○								1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
12	フッ素及びその化合物	年4回		○			○			○				○	4		
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○								1		
14	四塩化炭素	年1回					○								1		
15	1・4－ジオキサン	年1回					○								1		
16	シス-1、2-ジクロロエチレン及びトランス-1、2-ジクロロエチレン	年1回					○								1		
17	ジクロロメタン	年1回					○								1		
18	テトラクロロエチレン	年1回		○			○			○				○	4		
19	トリクロロエチレン	年1回					○								1		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタ酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	(令和8年度より新設) 令和7年度の検査結果(原水、浄水とも)が基準値の5分の1(10 ng/L=0.00001mg/L)以上であったため、3ヶ月に1回の検査とする。	
21	ベンゼン	年1回					○								1		
22	塩素酸																
23	クロロ酢酸																
24	クロロホルム																
25	ジクロロ酢酸																
26	ジブromクロロメタン																
27	臭素酸																
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)																
29	トリクロロ酢酸																
30	ブromジクロロメタン																
31	ブromホルム																
32	ホルムアルデヒド																
33	亜鉛及びその化合物	年1回					○								1		
34	アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1		
35	鉄及びその化合物	年1回					○								1		
36	銅及びその化合物	年1回					○								1		
37	ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1		
38	マンガン及びその化合物	年1回					○								1		
39	塩化物イオン	年1回					○								1		
40	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1		
41	蒸発残留物	年1回					○								1		
42	陰イオン界面活性剤	年1回					○								1		
43	(4S・4aS・8aR)－オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	年1回					○								1		
44	1・2・7-トリメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回					○								1		
45	非イオン界面活性剤	年1回					○								1		
46	フェノール類	年1回					○								1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	年1回					○								1		
48	pH値	年1回					○								1		
49	味	年1回					○								1		
50	臭気	年1回					○								1		
51	色度	年1回					○								1		
52	濁度	年1回					○								1		
	原水の指標菌検査																
53	大腸菌	3ヶ月毎		○			○			○				○	4		
54	嫌気性芽胞菌	3ヶ月毎		○			○			○				○	4		

項目数 1 6 1 1 43 1 1 6 1 1 6 1

クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断
(レベル1, 2, 3, 4)

レベル2

2019(R01)0529【厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長】
「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」の
一部改正について

別表 令和9年度 水質基準項目及び検査頻度

水道設置者名:独立行政法人都市再生機構中部支社

水道水源名:江南団地専用水道

水源種別:井戸水

採水場所:江南市藤ヶ丘1-1-1他(江南団地 1号井戸、2号井戸、3号井戸、4号井戸の計4箇所)

番号	水 質 検 査 項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由 等	
1	一般細菌	年1回					○								1		
2	大腸菌	年1回					○								4		
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○								1		
4	水銀及びその化合物	年1回					○								1		
5	セレン及びその化合物	年1回					○								1		
6	鉛及びその化合物	年1回					○								1		
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○								1		
8	六価クロム化合物	年1回					○								1		
9	亜硝酸態窒素	年1回					○								1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	年1回					○								1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
12	フッ素及びその化合物	年4回		○			○			○				○	4		
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○								1		
14	四塩化炭素	年1回					○								1		
15	1・4－ジオキサン	年1回					○								1		
16	シス-1、2-ジクロロエチレン及びトランス-1、2-ジクロロエチレン	年1回					○								1		
17	ジクロロメタン	年1回					○								1		
18	テトラクロロエチレン	年1回		○			○			○				○	4		
19	トリクロロエチレン	年1回					○								1		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	(令和8年度より新設) 令和7年度の検査結果(原水、浄水とも)が基準値の5分の1(10 ng/L=0.00001mg/L)以上であったため、3ヶ月に1回の検査とする。	
21	ベンゼン	年1回					○								1		
22	塩素酸																
23	クロロ酢酸																
24	クロロホルム																
25	ジクロロ酢酸																
26	ジブロモクロロメタン																
27	臭素酸																
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)																
29	トリクロロ酢酸																
30	プロモジクロロメタン																
31	プロモホルム																
32	ホルムアルデヒド																
33	亜鉛及びその化合物	年1回					○								1		
34	アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1		
35	鉄及びその化合物	年1回					○								1		
36	銅及びその化合物	年1回					○								1		
37	ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1		
38	マンガン及びその化合物	年1回					○								1		
39	塩化物イオン	年1回					○								1		
40	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1		
41	蒸発残留物	年1回					○								1		
42	陰イオン界面活性剤	年1回					○								1		
43	(4S・4aS・8aR)－オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	年1回													1		
44	1・2・7-тетラメチルビシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回					○								1		
45	非イオン界面活性剤	年1回					○								1		
46	フェノール類	年1回					○								1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	年1回					○								1		
48	pH値	年1回					○								1		
49	味	年1回					○								1		
50	臭気	年1回					○								1		
51	色度	年1回					○								1		
52	濁度	年1回					○								1		
	原水の指標菌検査																
53	大腸菌	3ヶ月毎		○			○			○				○	4		
54	嫌気性芽胞菌	3ヶ月毎		○			○			○				○	4		

項目数 1 6 1 1 43 1 1 6 1 1 6 1

クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断
(レベル1, 2, 3, 4)

レベル2

2019(R01)0529【厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長】
「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」の
一部改正について

別表 令和10年度 水質基準項目及び検査頻度

水道設置者名:独立行政法人都市再生機構中部支社

水道水源名:江南団地専用水道

水源種別:井戸水

採水場所:江南市藤ヶ丘1-1-1他(江南団地 1号井戸、2号井戸、3号井戸、4号井戸の計4箇所)

番号	水 質 検 査 項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由 等	
1	一般細菌	年1回					○								1		
2	大腸菌	年1回					○								4		
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○								1		
4	水銀及びその化合物	年1回					○								1		
5	セレン及びその化合物	年1回					○								1		
6	鉛及びその化合物	年1回					○								1		
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○								1		
8	六価クロム化合物	年1回					○								1		
9	亜硝酸態窒素	年1回					○								1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	年1回					○								1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
12	フッ素及びその化合物	年4回		○			○			○				○	4		
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○								1		
14	四塩化炭素	年1回					○								1		
15	1・4－ジオキサン	年1回					○								1		
16	シス-1、2-ジクロロエチレン及びトランス-1、2-ジクロロエチレン	年1回					○								1		
17	ジクロロメタン	年1回					○								1		
18	テトラクロロエチレン	年1回		○			○			○				○	4		
19	トリクロロエチレン	年1回					○								1		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタ酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	(令和8年度より新設) 令和7年度の検査結果(原水、浄水とも)が基準値の5分の1(10 ng/L=0.00001mg/L)以上であったため、3ヶ月に1回の検査とする。	
21	ベンゼン	年1回					○								1		
22	塩素酸																
23	クロロ酢酸																
24	クロロホルム																
25	ジクロロ酢酸																
26	ジブロモクロロメタン																
27	臭素酸																
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)																
29	トリクロロ酢酸																
30	プロモジクロロメタン																
31	プロモホルム																
32	ホルムアルデヒド																
33	亜鉛及びその化合物	年1回					○								1		
34	アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1		
35	鉄及びその化合物	年1回					○								1		
36	銅及びその化合物	年1回					○								1		
37	ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1		
38	マンガン及びその化合物	年1回					○								1		
39	塩化物イオン	年1回					○								1		
40	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1		
41	蒸発残留物	年1回					○								1		
42	陰イオン界面活性剤	年1回					○								1		
43	(4S・4aS・8aR)－オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	年1回													1		
44	1・2・7-тетраметилбисцикло[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回					○								1		
45	非イオン界面活性剤	年1回					○								1		
46	フェノール類	年1回					○								1		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	年1回					○								1		
48	pH値	年1回					○								1		
49	味	年1回					○								1		
50	臭気	年1回					○								1		
51	色度	年1回					○								1		
52	濁度	年1回					○								1		
	原水の指標菌検査																
53	大腸菌	3ヶ月毎		○			○			○				○	4		
54	嫌気性芽胞菌	3ヶ月毎		○			○			○				○	4		
項目数			1	6	1	1	43	1	1	6	1	1	6	1			

クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断
(レベル1, 2, 3, 4)

レベル2

2019(R01)0529【厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長】
「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」の
一部改正について

別表 令和8年度 水質基準項目及び検査頻度

水道設置者名:独立行政法人都市再生機構中部支社

水道水源名:江南団地専用水道

水源種別:井戸水

採水場所:江南市藤ヶ丘1-1-1他 (93号棟共用栓)

番号	水 質 検 査 項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由 等
	残留塩素	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
1	一般細菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査
2	大腸菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	
4	水銀及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
5	セレン及びその化合物	年1回					○								1	
6	鉛及びその化合物	年1回					○								1	
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	
8	六価クロム化合物	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上とできるが、水源が井戸水のため1年に1回の検査とする。
9	亜硝酸態窒素	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上の検査とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	過去3年間の検査結果が基準値の60%以上であるので、毎月検査を実施する。
12	フッ素及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であるため1年に1回以上とできるが、水源を井戸水としていることから3ヶ月に1回の検査とする。
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
14	四塩化炭素	年1回					○								1	
15	1・4－ジオキサン	年1回					○								1	
16	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	年1回					○								1	
17	ジクロロメタン	年1回					○								1	
18	テトラクロロエチレン	年1回		○			○			○				○	4	※「H28(2016)0606【事務連絡】江南市における地下水汚染に対する今後の対応方針について」に基づき令和8年度も引き続き年4回の検査とする。
19	トリクロロエチレン	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	(令和8年度より新設) 令和7年度の検査結果(原水、浄水とも)が基準値の5分の1(10 ng/L=0.00001mg/L)以上であったため、3ヶ月に1回の検査とする。
21	ベンゼン	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
22	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
24	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
27	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
30	プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
31	プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
33	亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
34	アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	
35	鉄及びその化合物	年1回					○								1	
36	銅及びその化合物	年1回					○								1	
37	ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	
38	マンガン及びその化合物	年1回					○								1	
39	塩化物イオン	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)
40	カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回以上。
41	蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
42	陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
43	(4S・4aS・8aR)－オクタヒドロ－4・8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール(別名 ジェオスミン)	年1回					○								1	※水道法施行規則第十五条1項四号の表により省略可能(R6江南市ヒアリング)。 過去3年間の検査結果が基準値の2分の1以下であるため省略可能だが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
44	1・2・7・－テトラメチルピクロ[2・2・1]ヘプタン－2－オール(別名 2－メチルイソボルネオール)	年1回					○								1	
45	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回以上。
46	フェノール類	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)
48	pH値	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
49	味	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
50	臭気	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
51	色度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	

項目数 11 29 11 11 53 11 11 29 11 11 29 11

別表 令和9年度 水質基準項目及び検査頻度

水道設置者名:独立行政法人都市再生機構中部支社

水道水源名:江南団地専用水道

水源種別:井戸水

採水場所:江南市藤ヶ丘1-1-1他 (93号棟共用栓)

番号	水 質 検 査 項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由 等
	残留塩素	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
1	一般細菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査
2	大腸菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	
4	水銀及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
5	セレン及びその化合物	年1回					○								1	
6	鉛及びその化合物	年1回					○								1	
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	
8	六価クロム化合物	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上とできるが、水源が井戸水のため1年に1回の検査とする。
9	亜硝酸態窒素	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上の検査とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	過去3年間の検査結果が基準値の60%以上であるので、毎月検査を実施する。
12	フッ素及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であるため1年に1回以上とできるが、水源を井戸水としていることから3ヶ月に1回の検査とする。
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
14	四塩化炭素	年1回					○								1	
15	1・4-ジオキサン	年1回					○								1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	
17	ジクロロメタン	年1回					○								1	
18	テトラクロロエチレン	年1回		○			○			○				○	4	※「H28(2016)0606【事務連絡】江南市における地下水汚染に対する今後の対応方針について」に基づき令和9年度も引き続き年4回の検査とする。
19	トリクロロエチレン	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	(令和8年度より新設) 令和7年度の検査結果(原水、浄水とも)が基準値の5分の1(10 ng/L=0.00001mg/L)以上であったため、3ヶ月に1回の検査とする。
21	ベンゼン	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
22	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
24	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
27	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
30	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
31	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
33	亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
34	アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	
35	鉄及びその化合物	年1回					○								1	
36	銅及びその化合物	年1回					○								1	
37	ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	
38	マンガン及びその化合物	年1回					○								1	
39	塩化物イオン	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)
40	カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回以上。
41	蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
42	陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
43	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回					○								1	※水道法施行規則第十五条1項四号の表により省略可能(R6江南市ヒアリング)。 過去3年間の検査結果が基準値の2分の1以下であるため省略可能だが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
44	1・2・7・-テトラメチルピクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回					○								1	
45	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回以上。
46	フェノール類	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)
48	pH値	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
49	味	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
50	臭気	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
51	色度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	

項目数 11 29 11 11 53 11 11 29 11 11 29 11

別表 令和10年度 水質基準項目及び検査頻度

水道設置者名:独立行政法人都市再生機構中部支社

水道水源名:江南団地専用水道

水源種別:井戸水

採水場所:江南市藤ヶ丘1-1-1他 (93号棟共用水栓)

番号	水 質 検 査 項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由 等
	残留塩素	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
1	一般細菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査
2	大腸菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	
4	水銀及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
5	セレン及びその化合物	年1回					○								1	
6	鉛及びその化合物	年1回					○								1	
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	
8	六価クロム化合物	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上とできるが、水源が井戸水のため1年に1回の検査とする。
9	亜硝酸態窒素	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上の検査とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	過去3年間の検査結果が基準値の60%以上であるので、毎月検査を実施する。
12	フッ素及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であるため1年に1回以上とできるが、水源を井戸水としていることから3ヶ月に1回の検査とする。
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
14	四塩化炭素	年1回					○								1	
15	1・4-ジオキサン	年1回					○								1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	
17	ジクロロメタン	年1回					○								1	※「H28(2016)0606【事務連絡】江南市における地下水汚染に対する今後の対応方針について」に基づき令和10年度も引き続き年4回の検査とする。
18	テトラクロロエチレン	年1回		○			○			○				○	4	
19	トリクロロエチレン	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	(令和8年度より新設) 令和7年度の検査結果(原水、浄水とも)が基準値の5分の1(10 ng/L=0.00001mg/L)以上であったため、3ヶ月に1回の検査とする。
21	ベンゼン	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
22	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
24	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
26	ジブromクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
27	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
30	ブromジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
31	ブromホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回以上とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
33	亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	
34	アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	
35	鉄及びその化合物	年1回					○								1	
36	銅及びその化合物	年1回					○								1	
37	ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	
38	マンガン及びその化合物	年1回					○								1	毎月検査(自動連続測定をしていないため)
39	塩化物イオン	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
40	カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回以上。
41	蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
42	陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	
43	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回					○								1	※水道法施行規則第十五条1項四号の表により省略可能(R6江南市ヒアリング)。 過去3年間の検査結果が基準値の2分の1以下であるため省略可能だが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
44	1・2・7・-テトラメチルピクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回					○								1	
45	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回以上。
46	フェノール類	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため3年に1回とできるが、水源を井戸水としていることから1年に1回の検査とする。
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)
48	pH値	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
49	味	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
50	臭気	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
51	色度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	

項目数 11 29 11 11 53 11 11 29 11 11 29 11

別表 令和8年度 水質基準項目及び検査頻度

水道設置者名:独立行政法人都市再生機構中部支社

水道水源名:緑苑東団地専用水道

水源種別:各務原市上水道

採水場所:各務原市緑苑東4-1-4他 (第2集会所管理サービス事務所)

番号	水 質 検 査 項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由 等
	残留塩素	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査
1	一般細菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査
2	大腸菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査
3	カドミウム及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R7年度実施→R10年度実施)
4	水銀及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
5	セレン及びその化合物	3年1回													0	
6	鉛及びその化合物	3年1回													0	
7	ヒ素及びその化合物	3年1回													0	
8	六価クロム化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R7年度実施→R10年度実施)
9	亜硝酸態窒素	3年1回													0	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
12	フッ素及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
13	ホウ素及びその化合物	3年1回													0	
14	四塩化炭素	3年1回													0	
15	1・4-ジオキサン	3年1回													0	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年1回													0	
17	ジクロロメタン	3年1回													0	
18	テトラクロロエチレン	3年1回													0	
19	トリクロロエチレン	3年1回													0	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	(令和8年度より新設) 令和7年度の検査結果(原水、浄水とも)が基準値の5分の1(10 ng/L=0.00001mg/L)以上であったため、3ヶ月に1回の検査とする。
21	ベンゼン	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
22	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
24	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
27	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
30	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
31	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
33	亜鉛及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
34	アルミニウム及びその化合物	3年1回													0	
35	鉄及びその化合物	3年1回													0	
36	銅及びその化合物	3年1回													0	
37	ナトリウム及びその化合物	3年1回													0	
38	マンガン及びその化合物	3年1回													0	
39	塩化物イオン	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)
40	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下で、水源を上水道とすることから、1年に1回の検査とする。
41	蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
42	陰イオン界面活性剤	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
43	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	※省略不可(R6各務原市ヒアリング)。1ヵ月に1回以上
44	1・2・7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルインボルネオール)	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
45	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
46	フェノール類	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)
48	pH値	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
49	味	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
50	臭気	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
51	色度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	

項目数 12 28 12 12 29 12 12 28 12 12 28 12

別表 令和9年度 水質基準項目及び検査頻度

水道設置者名:独立行政法人都市再生機構中部支社

水道水源名:緑苑東団地専用水道

水源種別:各務原市上水道

採水場所:各務原市緑苑東4-1-4他 (第2集会所管理サービス事務所)

番号	水 質 検 査 項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由 等
	残留塩素	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査
1	一般細菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査
2	大腸菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R7年度実施→R10年度実施)
4	水銀及びその化合物	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
5	セレン及びその化合物	3年1回					○								1	
6	鉛及びその化合物	3年1回					○								1	
7	ヒ素及びその化合物	3年1回					○								1	
8	六価クロム化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R7年度実施→R10年度実施)
9	亜硝酸態窒素	3年1回													0	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
12	フッ素及びその化合物	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
13	ボウ素及びその化合物	3年1回					○								1	
14	四塩化炭素	3年1回					○								1	
15	1・4－ジオキサン	3年1回					○								1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年1回					○								1	
17	ジクロロメタン	3年1回					○								1	
18	テトラクロロエチレン	3年1回					○								1	
19	トリクロロエチレン	3年1回					○								1	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	(令和8年度より新設) 令和7年度の検査結果(原水、浄水とも)が基準値の5分の1(10 ng/L=0.00001mg/L)以上であったため、3ヶ月に1回の検査とする。
21	ベンゼン	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
22	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
24	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
27	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
30	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
31	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
33	亜鉛及びその化合物	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
34	アルミニウム及びその化合物	3年1回					○								1	
35	鉄及びその化合物	3年1回					○								1	
36	銅及びその化合物	3年1回					○								1	
37	ナトリウム及びその化合物	3年1回					○								1	
38	マンガン及びその化合物	3年1回					○								1	
39	塩化物イオン	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)
40	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下で、水源を上水道とすることから、1年に1回の検査とする。
41	蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
42	陰イオン界面活性剤	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
43	(4S・4aS・8aR)－オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)－オール(別名 ジェオスミン)	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	※省略不可(R6各務原市ヒアリング)。1ヵ月に1回以上
44	1・2・7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルインボルネオール)	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
45	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
46	フェノール類	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)
48	pH値	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
49	味	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
50	臭気	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
51	色度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	

項目数 12 28 12 12 50 12 12 28 12 12 28 12

別表 令和10年度 水質基準項目及び検査頻度

水道設置者名:独立行政法人都市再生機構中部支社

水道水源名:緑苑東団地専用水道

水源種別:各務原市上水道

採水場所:各務原市緑苑東4-1-4他 (第2集会所管理サービス事務所)

番号	水 質 検 査 項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由 等
	残留塩素	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査
1	一般細菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査
2	大腸菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査
3	カドミウム及びその化合物	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R7年度実施→R10年度実施)
4	水銀及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
5	セレン及びその化合物	3年1回													0	
6	鉛及びその化合物	3年1回													0	
7	ヒ素及びその化合物	3年1回													0	
8	六価クロム化合物	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R7年度実施→R10年度実施)
9	亜硝酸態窒素	3年1回					○								1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
12	フッ素及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
13	ホウ素及びその化合物	3年1回													0	
14	四塩化炭素	3年1回													0	
15	1・4－ジオキサン	3年1回													0	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年1回													0	
17	ジクロロメタン	3年1回													0	
18	テトラクロロエチレン	3年1回													0	
19	トリクロロエチレン	3年1回													0	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	(令和8年度より新設) 令和7年度の検査結果(原水、浄水とも)が基準値の5分の1(10 ng/L=0.00001mg/L)以上であったため、3ヶ月に1回の検査とする。
21	ベンゼン	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
22	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
24	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
27	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
30	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
31	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
33	亜鉛及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
34	アルミニウム及びその化合物	3年1回													0	
35	鉄及びその化合物	3年1回													0	
36	銅及びその化合物	3年1回													0	
37	ナトリウム及びその化合物	3年1回													0	
38	マンガン及びその化合物	3年1回													0	
39	塩化物イオン	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)
40	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下で、水源を上水道とすることから、1年に1回の検査とする。
41	蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
42	陰イオン界面活性剤	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
43	(4S・4aS・8aR)－オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)－オール(別名 ジェオスミン)	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	※省略不可(R6各務原市ヒアリング)。1ヵ月に1回以上
44	1・2・7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルインボルネオール)	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
45	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
46	フェノール類	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とすることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)
48	pH値	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
49	味	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
50	臭気	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
51	色度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	

項目数 12 28 12 12 32 12 12 28 12 12 28 12

別表 令和8年度 水質基準項目及び検査頻度

水道設置者名:独立行政法人都市再生機構中部支社

水道水源名:国分団地専用水道			水源種別:稲沢市上水道												採水場所:稲沢市朝府町7 (管理サービス事務所)		
番号	水 質 検 査 項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由 等	
	残留塩素	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査	
1	一般細菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
2	大腸菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
3	カドミウム及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R7年度実施→R10年度実施)	
4	水銀及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)	
5	セレン及びその化合物	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(前回R5年度実施→次回R8年度実施)	
6	鉛及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(前回R6年度実施→次回R9年度実施)	
7	ヒ素及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているため、3ヶ月に1回の検査とする。	
8	六価クロム化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R7年度実施→R10年度実施)	
9	亜硝酸態窒素	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R7年度実施→R10年度実施)	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回検査	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(前回R6年度実施→次回R9年度実施)	
12	フッ素及びその化合物	3年1回													0		
13	ホウ素及びその化合物	3年1回													0		
14	四塩化炭素	3年1回													0		
15	1・4-ジオキサン	3年1回													0		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年1回													0		
17	ジクロロメタン	3年1回													0		
18	テトラクロロエチレン	3年1回													0		
19	トリクロロエチレン	3年1回													0		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	省略※													0		
21	ベンゼン	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)	
22	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回検査	
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4		
24	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4		
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4		
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4		
27	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4		
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4		
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4		
30	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4		
31	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4		
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4		
33	亜鉛及びその化合物	3年1回													0		過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
34	アルミニウム及びその化合物	3年1回													0		
35	鉄及びその化合物	3年1回													0		
36	銅及びその化合物	3年1回													0		
37	ナトリウム及びその化合物	3年1回													0		
38	マンガン及びその化合物	3年1回													0		
39	塩化物イオン	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)	
40	カルシウム、マグネシウム等	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)	
41	蒸発残留物	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下で、水源を上水道としていることから、1年に1回の検査とする	
42	陰イオン界面活性剤	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)	
43	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回					○								1	※水道法施行規則第十五条1項四号の表により省略可能(R6稲沢市にアリンク)。 過去3年間の検査結果が基準値の2分の1以下であるため省略可能だが、1年に1回の検査とする。	
44	1・2・7-トリメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回					○								1		
45	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回検査(厚生労働省の指導による)	
46	フェノール類	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)	
48	pH値	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
49	味	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
50	臭気	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
51	色度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
52	濁度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
項目数			10	24	10	10	28	10	10	24	10	10	24	10			

別表 令和9年度 水質基準項目及び検査頻度

水道設置者名:独立行政法人都市再生機構中部支社

水道水源名:国分団地専用水道			水源種別:稲沢市上水道												採水場所:稲沢市朝府町7 (管理サービス事務所)		
番号	水 質 検 査 項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由 等	
	残留塩素	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
1	一般細菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査	
2	大腸菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
3	カドミウム及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R7年度実施→R10年度実施)	
4	水銀及びその化合物	3年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)	
5	セレン及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(前回R5年度実施→次回R8年度実施)	
6	鉛及びその化合物	3年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(前回R6年度実施→次回R9年度実施)	
7	ヒ素及びその化合物	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているため、3ヶ月に1回の検査とする。	
8	六価クロム化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R7年度実施→R10年度実施)	
9	亜硝酸態窒素	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R7年度実施→R10年度実施)	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回検査	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(前回R6年度実施→次回R9年度実施)	
12	フッ素及びその化合物	3年1回						○							1		
13	ホウ素及びその化合物	3年1回						○							1		
14	四塩化炭素	3年1回						○							1		
15	1・4－ジオキサン	3年1回						○							1		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年1回						○							1		
17	ジクロロメタン	3年1回						○							1		
18	テトラクロロエチレン	3年1回						○							1		
19	トリクロロエチレン	3年1回						○							1		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	省略※													0	(令和8年度より新設) 受水元である水道用水供給事業における検査結果が基準値の5分の1(10 ng/L=0.00001mg/L)以下であり、かつ自ら検査を行った結果、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが確認できることから、検査を省略する。 ※ただし、省略後も水道用水供給事業の水質検査結果(PFOS及びPFOAの合算値)が基準値の5分の1(10ng/L=0.00001mg/L)以下である確認が必要(稲沢市のHPより原水PFOS,PFOAの数値を入手する)。	
21	ベンゼン	3年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)	
22	塩素酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回検査	
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4		
24	クロロホルム	3ヶ月毎		○				○			○			○	4		
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4		
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○				○			○			○	4		
27	臭素酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4		
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○				○			○			○	4		
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4		
30	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○				○			○			○	4		
31	ブロモホルム	3ヶ月毎		○				○			○			○	4		
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○				○			○			○	4		
33	亜鉛及びその化合物	3年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)	
34	アルミニウム及びその化合物	3年1回						○							1		
35	鉄及びその化合物	3年1回						○							1		
36	銅及びその化合物	3年1回						○							1		
37	ナトリウム及びその化合物	3年1回						○							1		
38	マンガン及びその化合物	3年1回						○							1		
39	塩化物イオン	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)	
40	カルシウム、マグネシウム等	3年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)	
41	蒸発残留物	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下で、水源を上水道としていることから、1年に1回の検査とする	
42	陰イオン界面活性剤	3年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)	
43	(4S・4aS・8aR)－オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回						○							1	※水道法施行規則第十五条1項四号の表により省略可能(R6稲沢市にアリンク)。 過去3年間の検査結果が基準値の2分の1以下であるため省略可能だが、1年に1回の検査とする。	
44	1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1		
45	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回検査(厚生労働省の指導による)	
46	フェノール類	3年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)	
48	pH値	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
49	味	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
50	臭気	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
51	色度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
52	濁度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
項目数			10	24	10	10	48	10	10	24	10	10	24	10			

別表 令和10年度 水質基準項目及び検査頻度

水道設置者名:独立行政法人都市再生機構中部支社

水道水源名:国分団地専用水道			水源種別:稲沢市上水道												採水場所:稲沢市朝府町7（管理サービス事務所）		
番号	水 質 検 査 項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由 等	
	残留塩素	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
1	一般細菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査	
2	大腸菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
3	カドミウム及びその化合物	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R7年度実施→R10年度実施)	
4	水銀及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)	
5	セレン及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(前回R5年度実施→R10年度実施)	
6	鉛及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(前回R6年度実施→次回R9年度実施)	
7	ヒ素及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているため、3ヶ月に1回の検査とする。	
8	六価クロム化合物	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R7年度実施→R10年度実施)	
9	亜硝酸態窒素	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R7年度実施→R10年度実施)	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(前回R6年度実施→次回R9年度実施)	
12	フッ素及びその化合物	3年1回													0		
13	ボウ素及びその化合物	3年1回													0		
14	四塩化炭素	3年1回													0		
15	1,4-ジオキサン	3年1回													0		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年1回													0		
17	ジクロロメタン	3年1回													0		
18	テトラクロロエチレン	3年1回													0		
19	トリクロロエチレン	3年1回													0		
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3年1回					○								1		
21	ベンゼン	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)	
22	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査	
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4		
24	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4		
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4		
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4		
27	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4		
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4		
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4		
30	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4		
31	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4		
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4		
33	亜鉛及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)	
34	アルミニウム及びその化合物	3年1回													0		
35	鉄及びその化合物	3年1回													0		
36	銅及びその化合物	3年1回													0		
37	ナトリウム及びその化合物	3年1回													0		
38	マンガン及びその化合物	3年1回													0		
39	塩化物イオン	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)	
40	カルシウム、マグネシウム等	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)	
41	蒸発残留物	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下で、水源を上水道としていることから、1年に1回の検査とする	
42	陰イオン界面活性剤	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)	
43	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回					○								1	※水道法施行規則第十五条1項四号の表により省略可能(R6稲沢市にアテック)。 過去3年間の検査結果が基準値の2分の1以下であるため省略可能だが、1年に1回の検査とする。	
44	1・2・7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回					○								1		
45	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査(厚生労働省の指導による)	
46	フェノール類	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)	
48	pH値	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
49	味	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
50	臭気	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
51	色度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
52	濁度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
項目数			10	24	10	10	31	10	10	24	10	10	24	10			

別表 令和8年度 水質基準項目及び検査頻度

水道設置者名:独立行政法人都市再生機構中部支社

水道水源名:押草団地専用水道

水源種別:愛知中部水道企業団

採水場所:愛知郡東郷町白鳥4-1-1他 (112号棟共用水栓)

[illegible]

項目数	10	23	10	10	27	10	10	23	10	10	23	10
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

別表 令和9年度 水質基準項目及び検査頻度

水道設置者名:独立行政法人都市再生機構中部支社

水道水源名:押草団地専用水道

水源種別:愛知中部水道企業団

採水場所:愛知郡東郷町白鳥4-1-1他 (112号棟共用水栓)

番号	水 質 検 査 項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由 等
	残留塩素	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
1	一般細菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査
2	大腸菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	3年1回													0	
4	水銀及びその化合物	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R7年度実施→R10年度実施)
5	セレン及びその化合物	3年1回					○								1	
6	鉛及びその化合物	3年1回					○								1	
7	ヒ素及びその化合物	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
8	六価クロム化合物	3年1回													0	
9	亜硝酸態窒素	3年1回													0	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
12	フッ素及びその化合物	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
13	ホウ素及びその化合物	3年1回					○								1	
14	四塩化炭素	3年1回					○								1	
15	1・4-ジオキサン	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年1回					○								1	
17	ジクロロメタン	3年1回					○								1	
18	テトラクロロエチレン	3年1回					○								1	
19	トリクロロエチレン	3年1回					○								1	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	省略※													0	(令和8年度より新設) 受水元である水道用水供給事業における検査結果が基準値の5分の1 (10ng/L=0.00001mg/L) 以下であり、かつ、自ら検査を行った結果、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが確認できることから、検査を省略する。 ※ただし、省略後も水道用水供給事業の水質検査結果(PFOS及びPFOAの合算値)が基準値の5分の1 (10ng/L=0.00001mg/L) 以下である確認が必要のため、愛知県のHPより原水PFOS、PFOAの数値を入手する。
21	ベンゼン	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
22	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
24	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
27	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
30	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
31	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	
33	亜鉛及びその化合物	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
34	アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下で、水源を上水道としていることから、1年に1回の検査とする
35	鉄及びその化合物	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(前回R6年度実施→次回R9年度実施)
36	銅及びその化合物	3年1回					○								1	
37	ナトリウム及びその化合物	3年1回					○								1	
38	マンガン及びその化合物	年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下で、水源を上水道としていることから、1年に1回の検査とする。
39	塩化物イオン	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)
40	カルシウム、マグネシウム等	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
41	蒸発残留物	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
42	陰イオン界面活性剤	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(前回R6年度実施→次回R9年度実施)
43	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジョオスミン)	年1回					○								1	※水道法施行規則第十五条1項四号の表により省略可能(R6愛知県及び瀬戸市ヒアリング)。 過去3年間の検査結果が基準値の2分の1以下であるため省略可能だが、1年に1回の検査とする。
44	1・2・7・-テトラメチルピクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回					○								1	
45	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査(厚生労働省の指導による)
46	フェノール類	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道としていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)
48	pH値	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
49	味	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
50	臭気	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
51	色度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	

項目数 10 23 10 10 49 10 10 23 10 10 23 10

別表 令和10年度 水質基準項目及び検査頻度

水道設置者名:独立行政法人都市再生機構中部支社

水道水源名: 押草団地専用水道			水源種別: 愛知中部水道企業団												採水場所: 愛知郡東郷町白鳥4-1-1他 (112号棟共用水栓)											
番号	水 質 検 査 項 目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理 由 等										
	残留塩素	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12											
1	一般細菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査										
2	大腸菌	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12											
3	カドミウム及びその化合物	3年1回					○								1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とされていることから、3年に1回の検査とする。(R7年度実施→R10年度実施)										
4	水銀及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とされていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)										
5	セレン及びその化合物	3年1回													0											
6	鉛及びその化合物	3年1回													0											
7	ヒ素及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とされていることから、3年に1回の検査とする。(R7年度実施→R10年度実施)										
8	六価クロム化合物	3年1回					○								1											
9	亜硝酸態窒素	3年1回					○								1											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とされていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)										
12	フッ素及びその化合物	3年1回													0											
13	ホウ素及びその化合物	3年1回													0											
14	四塩化炭素	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とされていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)										
15	1・4-ジオキサン	3年1回													0											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年1回													0											
17	ジクロロメタン	3年1回													0											
18	テトラクロロエチレン	3年1回													0											
19	トリクロロエチレン	3年1回													0											
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	3年1回					○								0	(令和8年度より新設)										
21	ベンゼン	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とされていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)										
22	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4											
23	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4											
24	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回検査										
25	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4											
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4											
27	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4											
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4											
29	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4											
30	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4											
31	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4											
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4											
33	亜鉛及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とされていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)										
34	アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1											
35	鉄及びその化合物	3年1回													0											
36	銅及びその化合物	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とされていることから、3年に1回の検査とする。(前回R6年度実施→次回R9年度実施)										
37	ナトリウム及びその化合物	3年1回													0											
38	マンガン及びその化合物	年1回					○								1											
39	塩化物イオン	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)										
40	カルシウム、マグネシウム等	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とされていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)										
41	蒸発残留物	3年1回													0											
42	陰イオン界面活性剤	3年1回													0											
43	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回					○								1	※水道法施行規則第十五条1項四号の表により省略可能(R6愛知県及び瀬戸市ヒアリング)。過去3年間の検査結果が基準値の2分の1以下であるため省略可能だが、1年に1回の検査とする。										
44	1・2・7・-テトラメチルピペリジノ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回					○								1											
45	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		○			○			○				○	4											
46	フェノール類	3年1回													0	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下で、水源を上水道とされていることから、3年に1回の検査とする。(R6年度実施→R9年度実施)										
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12											
48	pH値	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12											
49	味	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査(自動連続測定をしていないため)										
50	臭気	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12											
51	色度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12											
52	濁度	毎 月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12											
項目数			10	23	10	10	31	10	10	23	10	10	23	10												

(単価表)

団 地		検査項目数	A 月数	B 施設数	C 回数 (A×B)	D 1回当たりの単価 (税別)	備 考
江南団地	井戸水	1	24	4	96	円	対象月は4.6.7.9.10.12.1.3月
		6	9	4	36	円	対象月は5.11.2月
		43	3	4	12	円	対象月は8月
	93号棟共用水栓	11	24	1	24	円	対象月は4.6.7.9.10.12.1.3月
		29	9	1	9	円	対象月は5.11.2月
		53	3	1	3	円	対象月は8月
緑苑東団地	第2集会所 管理サービス事務所	12	24	1	24	円	対象月は4.6.7.9.10.12.1.3月
		28	9	1	9	円	対象月は5.11.2月
		29	1	1	1	円	対象月は令和8年8月
		50	1	1	1	円	対象月は令和9年8月
		32	1	1	1	円	対象月は令和10年8月
国分団地	管理サービス事務所	10	24	1	24	円	対象月は4.6.7.9.10.12.1.3月
		24	9	1	9	円	対象月は5.11.2月
		28	1	1	1	円	対象月は令和8年8月
		48	1	1	1	円	対象月は令和9年8月
		31	1	1	1	円	対象月は令和10年8月
押草団地	112号棟共用水栓	10	24	1	24	円	対象月は4.6.7.9.10.12.1.3月
		23	9	1	9	円	対象月は5.11.2月
		27	1	1	1	円	対象月は令和8年8月
		49	1	1	1	円	対象月は令和9年8月
		31	1	1	1	円	対象月は令和10年8月

第 8 個人情報等の保護に関する特約条項

個人情報等の保護に関する特約条項

委託者及び受託者が令和 年 月 日付けで締結した令和 8・9・10年度専用水道水質検査業務（名古屋住まいセンター）の契約（以下「本契約」という。）に関し、受託者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第 1 条 本特約条項における個人情報等とは、委託者が提供及び受託者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）
- 二 公表されていない情報であり、漏えい等することによって、委託者の権利利益を侵害するおそれがある情報
- 三 業務を行うために委託者から提供を受けた個人情報
- 四 受託者が業務に関して知り得た個人情報

（個人情報等の取扱い）

第 2 条 受託者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び委託者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第 3 条 受託者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式 1）により報告し、委託者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第 4 条 受託者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（安全管理のための措置）

第 5 条 受託者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第 6 条 受託者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第 7 条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第8条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受託者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第10条 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に請負（他に請負わせる者が受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）をさせてはならない。

2 受託者は、前項の規定に基づき他に請負わせる場合には、その請負わせる者に対して、本特約条項に規定する受託者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき請負った者が更に他に請負わせる場合、その請負った者が更に他に請負わせる場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受託者は、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに委託者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受託者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、委託者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。この場合において、受託者は、委託者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等し、委託者は、消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(事故等の報告)

第12条 受託者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受託者は、個人情報等の管理の状況について、委託者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受託者はそれに協力しなければならない。

3 受託者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、委託者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受託者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 委託者は、受託者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、委託者と受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住所 名古屋市中区金山1-12-14

氏名 独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
名古屋住まいセンター
センター長 鶴田 文彦

印

受託者 住所

氏名

印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受託者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存する P C 及び通信端末や U S B メモリ、外付けハードディスクドライブ、C D - R、D V D - R 等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載する P C 及び機器・媒体については、受託者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、受託者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、委託者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに委託者に返還又は引渡しをする。
- ② 委託者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。この場合において、委託者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等する。

8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

委託者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策(のぞき見防止フィルタの使用等)、盗難・紛失に対する対策(通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等)により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録(住所及び個人を特定できる画像は登録しない。)は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール(添付されたファイルを含む。)及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに委託者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第5章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第2項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受託者についても本規律の適用対象**となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第176条及び第180条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

令和 年 月 日

株式会社*****

代表取締役 ***** 印 ※1

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：令和8・9・10年度専用水道水質検査業務

(名古屋住まいセンター)

1 取扱責任者及び取扱者

	部 署	氏 名	取扱う範囲等
	役 職		
取扱責任者	〇〇部△△課		
	課長		
取 扱 者	〇〇部△△課		***地区に係る～～～
	係長		
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～
	主任		***地区に係る～～～
	〇〇部△△課		

2 管理及び実施体制図

(様式任意)

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 ：

連絡先（電話番号）2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ名古屋住まいセンター
センター長 鶴田 文彦 殿

株式会社*****
代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：令和8・9・10年度専用水道水質検査業務
(名古屋住まいセンター)

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 ：
連絡先（電話番号）2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
1 管理及び実施体制		
令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全確保の措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受託者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するP C及び通信端末やU S Bメモリ、外付けハードディスクドライブ、C D－R、D V D－R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するP C及び機器・媒体については、受託者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 委託者の指示又は承諾があるときを除き、受託者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送		

確 認 内 容	確認 結果	備 考
付している。		
F A Xについては、原則として禁止しており、やむを得ずF A X送信する場合は、次の手順を厳守している。 ④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4 収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5 利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※委託者の指示又は承諾があるときを除く。		
6 複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※委託者の指示又は承諾があるときを除く。		
7 再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受託者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※委託者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受託者の義務を負わせている。		
8 返還等		

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに委託者に返還又は引渡しをしている。		
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。この場合において、委託者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等している。		
9 通信端末の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	－

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

第 9 競争参加資格確認申請書

(様式 1)

本競争に必要な「役務提供」の登録状況（申請日時点）：以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

☐申請中⇒☐新規又は更新 ☐工種等又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）

☐済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ

名古屋住まいセンター

センター長 鶴田 文彦 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和 8 年 2 月 2 日付けで公示のありました令和 8 ・ 9 ・ 10 年度専用水道水質検査業務（名古屋住まいセンター）に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 会社概要書：様式 2（添付資料を含む。）
- 2 水道法第 20 条に定められた水質検査機関の登録証の写し（愛知県及び岐阜県を対象とする）。

(様式 2)

会 社 概 要 書

商号又は名称、代表者名		
設 立 年 月 日		
本 店	所在地	
	電話番号 (F A X)	
最 寄 り の 支 店 営 業 所	所在地	
	電話番号 (F A X)	
	所在地	
	電話番号 (F A X)	
	所在地	
	電話番号 (F A X)	
独立行政法人都市再生機構中部地区 令和 7・8 年度競争参加資格物品購入等 登録番号		登録番号：

注 1) 会社案内等を添付してください。

注 2) 申請手続中の者は、上記登録番号欄に『申請手続中』と記載ください。